

は、

京都市では、条例改正により、分別が「協力」から「義務」に。

リサイクル可能な紙類は、
京都市クリーンセンターで焼却するごみとは、
必ず分別して排出する必要があります！

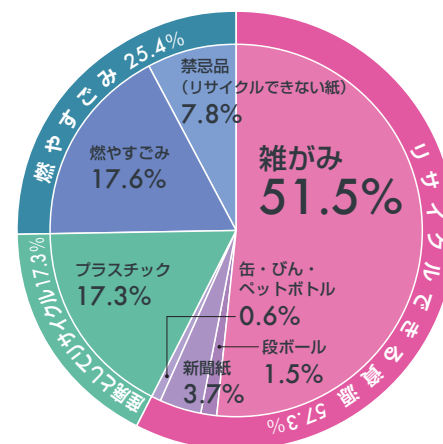
雑がみ
ざつ

(リサイクル可能なすべての紙類)

分別を
始めました！



2015年10月から、「新聞・雑誌・ダンボール」
2016年4月から、「雑がみ（リサイクル可能な
すべての紙類）」の分別が、事業者の義務となり
ます。



2014年の調査では、
雑がみが、ごみ全体の
およそ半分を占めています！

(ある複合テナントビルのごみ組成調査結果/2014年)

事業所の雑がみ分別回収を応援！
雑がみ分別開始キット

